

# 営農型太陽光発電設備の農地転用許可上の取扱いの変更について

## 1 改正の背景

- 営農型太陽光発電の下部農地での農業生産や地域の農業の持続的な発展が図られるよう、農業政策の一環として位置付け推進
- 担い手の収入が拡大することで、農業経営のさらなる規模拡大等を期待
- 荒廃農地が増加する中で、営農型発電設備を活用した荒廃農地の再生を期待

## 2 分析結果

平成28年3月末までに許可を行った775件について、営農状況等を調査

- 下部農地での営農への支障があった事例の発生割合は、担い手が営農するものは6%、担い手以外が営農するものは31%
- 荒廃農地を活用して営農型太陽光発電設備を設置したものが全体の約30%(234件)
- 下部農地における遮光率は低いものから高いものまで様々

## 3 変更内容

事項	見直し案
一時転用許可期間	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">3年以内の一時転用許可</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; color: blue; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担い手が所有している農地又は利用権等を設定している農地で当該担い手が下部農地で営農を行う場合</li> <li>○ 農用区域内を含め荒廃農地を活用する場合</li> <li>○ 農用区域以外の第2種農地又は第3種農地を活用する場合</li> </ul> </div> <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 50px; height: 50px; line-height: 50px; font-weight: bold;">10年以内</div> <p>※ 上記以外は3年以内</p>

## 4 その他の要件

- 農作物の生育に適した日照量が確保されていること
- 農業機械等を効率的に利用するため支柱の高さが2メートル以上確保されていること
- 周辺農地の効率的な利用等に支障を及ぼすおそれがないこと
- 毎年1回報告（下部農地で収穫された農作物の単収及び地域の平均的な単収、農業に知見を有する者の所見等）等